

《福祉用具を必要とする状態とその判定方法一覧》（別表）

小平市健康福祉部高齢者支援課

対象外種目	状態 (厚生労働大臣が定める者(94号告示第31号のイ))	判定方法 (厚生労働大臣が定める者(94号告示第31号のイ)に該当する基本調査の結果)
車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
	○ 日常的に <u>歩行</u> が困難な者	認定調査結果(基本調査1-7「3. できない」)
	○ 日常生活範囲における <u>移動の支援</u> が特に必要と認められる者	⇒ <b>ケアマネジメントで判断</b>
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
	○ 日常的に <u>起き上がり</u> が困難な者	認定調査結果(基本調査1-4「3. できない」)
	○ 日常的に <u>寝返り</u> が困難な者	認定調査結果(基本調査1-3「3. できない」)
床ずれ防止用具及び体位変換器	○ 日常的に <u>寝返り</u> が困難な者	認定調査結果(基本調査1-3「3. できない」)
認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	○ <u>意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</u>	認定調査結果 基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または、基本調査3-2から3-7のいずれか「2. できない」 または、基本調査3-8から4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	○ <u>移動において全介助を必要としない者</u>	認定調査結果(基本調査2-2「4. 全介助」以外)
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
	○ 日常的に <u>立ち上がり</u> が困難な者	認定調査結果(基本調査1-8「3. できない」)
	○ <u>移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</u>	認定調査結果 (基本調査2-1「3. 一部介助」または「4. 全介助」)
	○ 生活環境において <u>段差の解消</u> が必要と認められる者	⇒ <b>ケアマネジメントで判断</b>
自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	○ 排便が全介助を必要とする者	認定調査結果(基本調査2-6「4. 全介助」)
	○ 移乗が全介助を必要とする者	認定調査結果(基本調査2-1「4. 全介助」)

平成27年3月23日厚生労働省告示第94号第31号イ、平成12年3月1日老企第36号第2の11(2)参照

(裏面あり)

- \* 「ケアマネジメントで判断」とは該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより支援事業者が判断することになります。
- \* 認定調査結果やケアマネジメントで判断できなかった場合、市に「軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」及び必要書類を提出することにより、介護保険を利用した福祉用具の貸与ができる場合があります。
- \* 車いす及び車いす付属品、移動用リフト（つり具の部分を除く。）の貸与について、ケアマネジメントで判断できた場合は、届出は必要ありません。